

令和 6 年度 鹿島市制施行 70 周年記念動画制作業務  
プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和 6 年度 鹿島市制施行 70 周年記念動画制作業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者を選定するための企画提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

令和 6 年 4 月 1 日に市制施行 70 周年を迎えるにあたり、記念式典等で市の魅力を簡潔に情報共有する目的のため動画を制作する。

これら動画の上映、配信により、未来に向けて市民が郷土愛を育むきっかけにするとともに、認知度向上につなげ、市の魅力を広く発信することで、市内外の多くの人たちに、本市に興味を持ち、訪れるきっかけとなることを目指す。

### (2) 業務内容

別紙「令和 6 年度鹿島市制施行 70 周年記念動画制作業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

### (3) 履行期間

令和 6 年 6 月 3 日～令和 6 年 9 月 30 日

### (4) 提案上限額

2,500,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

## 2 参加資格

下記要件をすべて満たす単体の法人であること(再委託は可)。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去 5 年以内にプロモーション動画制作の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 22 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (5) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (7) 鹿島市暴力団排除条例(平成 24 年鹿島市条例第 10 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条 2 号に規定する暴力団員又は同条 3 号に規定する暴力団員等ではないこと。

### 3 実施スケジュール

内容	日程・期限
手続開始の公告（公募開始）	令和6年4月1日（月）
仕様書等に関する質問表の提出期限	令和6年4月15日（月）
” への回答	令和6年4月18日（木）
参加申込書、参加資格確認資料の提出期限	令和6年4月22日（月）17時まで必着
参加資格確認結果通知書送付（提案者の決定）	令和6年4月24日（水）
企画提案書、実績書の提出期限	令和6年5月8日（水）17時まで必着
プロポーザル審査会、見積書の提出	令和6年5月10日（金）予定
審査結果通知発送及び公表	令和6年5月15日（水）予定
業務委託契約の締結	令和6年5月31日（金）予定

### 4 手続き等

#### (1) 問い合わせ

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 広報企画課 (TEL)0954-63-2101 (FAX)0954-63-2129

(メール) [kikaku@city.saga-kashima.lg.jp](mailto:kikaku@city.saga-kashima.lg.jp)

#### (2) プロポーザル実施要領等の 入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

#### (3) 仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年4月15日（月） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参、郵送、FAX または電子メールで提出

#### (4) 質問表（様式2）に対する回答

令和6年4月18日（木）までに鹿島市ホームページにて回答を公表する。

#### (5) 参加申込書（様式1）及び参加資格確認資料（様式4）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年4月22日（月） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

#### (6) 参加資格確認結果通知書送付（提案者の決定）

令和6年4月24日（水）までに電子メール及び同日発送の郵便で通知する。

#### (7) 企画提案書、実績書（様式3）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年5月8日（水） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

#### (8) プロポーザル審査会、見積書提出

① 実施予定日 令和6年5月10日（金）予定

② 実施場所 鹿島市役所 庁舎内会議室

③ 審査結果通知日 令和6年5月15日（水）予定（電子メール及び同日発送の郵便）

※ 鹿島市ホームページでも公表

## 5 優先交渉権者の選定方法等

### (1) 評価基準等について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
基本方針・企画・内容	プロモーション動画の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効な構成になっているか。	15
	視聴者の興味・関心を惹きつけ、最後まで見たくなるような工夫がなされているか。	15
	斬新で独創的な内容であり、話題性を持たせる構成である、拡散力を期待できるものとなっているか。	15
	文字や写真、イラスト等の色使いが適当で見やすい構成となっているか。	10
	積極性があり、前向きな提案がなされているか。	10
	過去に制作された動画は、魅力あるものとなっているか。	5
業務の監理体制・制作体制	責任者・役割分担等が具体的に明示され、本業務を確実に履行することができるものとなっているか。	15
	作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	10
会社概要・実績、見積価格の妥当性	本業務にかかる費用は適当な額となっているか。	5

### (2) 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。最高得点が高い者が複数いる場合は、審査会委員の合議により優先交渉権者を選定する。

#### 【審査（プレゼンテーション）の実施】

- ① 実施日 令和6年5月10日（金）を予定
- ② プレゼンテーションは、参加申込書の受付順で実施する。  
※参加者が1者であった場合でもプレゼンテーションを実施する。
- ③ 提案者出席者数 3名以内
- ④ プレゼンテーションに要する時間  
概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。
- ⑤ プレゼンテーションの内容  
プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑥ プレゼンテーションに要する機材  
必要機材のうち、モニター及びケーブルは本市が用意する。パソコン等プレゼンテーションに必要な機器等は各自持参すること。

### (3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 6 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、優先交渉権者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

## 7 契約手続等

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

## 8 その他

### (1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

### (2) 提案書について

- ① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、参加資格除外の措置を行うことがある。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、鹿島市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。